

C型肝炎について

当院は肝炎治療費助成に係る治療指定医療機関となっております。

C型肝炎とは

C型肝炎とはC型肝炎ウイルス(HCV)の感染により起こる肝臓の病気です。HCVに感染すると約70%の人が持続感染者となり、慢性肝炎、肝硬変、肝がんと進行する場合があります。肝臓は「沈黙の臓器」と呼ばれ予備能力が高く、自覚症状がないまま病気が進むことがあり、HCVの感染がわかれば、症状がなくても必ず詳しい検査(精密検査)をして、治療を含めて対処を検討する必要があります。

C型肝炎の感染経路

HCVは感染者の血液を介して感染します。感染経路としては、次のような原因が考えられています。感染している人の血液を用いた輸血等、汚染された注射器等による医療行為、入れ墨や感染率は低い母子感染・性行為等。

検査

はじめに血液検査を行います。血液検査にて感染が疑われれば、肝臓の状態を調べるために、超音波検査(エコー)やコンピューター断層診断(CT検査)、MRI検査などの画像検査を行います。また、肝臓の状態をより詳しく調べるために、お腹に針を刺し肝臓の組織の一部を取って顕微鏡で観察する肝生検を行うこともあります。

治療

日本肝臓学会により医師向けにC型肝炎治療ガイドラインが作成されています。C型慢性肝炎に対するもっとも根本的な治療は、HCVを体内から排除することです。治療は主に「インターフェロン治療」「インターフェロンフリー治療」「肝庇護療法」があります。患者さんの状態によって、適切な治療法を提供しております。

その中でも飲み薬だけの「インターフェロンフリー」の治療は、C型肝炎の抗ウイルス治療の主流となっています。これにより、95%以上の人でウイルスを体内からなくすことが可能となっています。しかも、インターフェロンのような副作用が少なく、これまで、さまざまな合併症でインターフェロンが使えなかった患者さんでも短期間で安全に治療ができるようになりました。また、これらの最新のインターフェロンフリー治療を受けられるのは、現在のところ、慢性肝炎と初期の肝硬変(代償性肝硬変)の患者さんに限られており、肝臓の障害が高度で低アルブミン血症や腹水、肝性脳症などの症状を伴う非代償性肝硬変の患者さんは治療を受けることができません。

助成制度

次の1～3の項目をすべて満たす方が対象となります。

- 1 以下の(1)～(3)の方で、認定基準を満たす方
 - (1)B・C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎
 - (2)B・C型肝炎ウイルスによる代償性肝硬変
 - (3)B・C型肝炎ウイルスによる非代償性肝硬変

※ただし、認定基準に合致するかどうかは、医学的判断を伴うので、主治医にお問い合わせください。

- 2 住民票の住所地が秋田県内にある方

- 3 国民健康保険等の医療保険に加入している方

治療費の自己負担限度額は10,000円または20,000円になります。

申請には様々な手続き、提出書類等がございますので、お気軽にご相談ください。

【参考】詳細は以下の外部リンクをご参照ください。

[国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 肝炎情報センター](http://www.kanen.ncgm.go.jp/index.html)

<http://www.kanen.ncgm.go.jp/index.html>

[秋田県の肝炎対策について](https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/4145)

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/4145>

[肝炎ウイルス検査を受けましょう！](https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/4129)

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/4129>

[秋田県 肝炎治療に対する医療費の助成について](https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3067)

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3067>

[無料肝炎ウイルス検査、初回精密検査・定期検査実施医療機関、肝炎治療費助成に係る診断・治療指定医療機関の一覧](https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/5275)

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/5275>